

市街地循環バスなどの運賃無料化制度 「駒らんパス」を始めます



日常生活での移動に困難を抱えている人を支援するため、高齢者等に市街地循環バスなどで利用できる運賃無料乗車証「駒らんパス」を交付します。

交付を希望する方は、以下のとおり手続きしてください。

現在の無料化サービスは **R6.3.31** で終了します

- マイナンバーカードの提示
- いきいき体操無料乗車券
- 新型コロナワクチン接種時の利用

■ **駒らんパス**が利用できるバス 市街地循環バス ・ 西地区シャトルバス ・ 東地区シャトルバス

■ 利用方法 バス降車時に、**駒らんパス**を運転手へご提示ください。

小・中学生及び高校生は、**駒らんパス**が無くても次の方法により無料で利用できます。

- 小学生 バス降車時に運転手へ小学生であることを口頭で申し出してください。
- 中学生・高校生 バス降車時に運転手へ学生証を提示してください。

■ 利用開始日 **令和6年4月1日（月）～**

電子申請は
こちらから▶



■ 対象となる人 本市に住民登録があり、次のいずれかに該当する人

	18歳以下の人	満65歳以上の人	障害者手帳・ 特定医療(指定難病) 受給者証をお持ちの人	生活保護受給者	妊婦または 1歳6か月までの 子の母親
申請 など	小・中学生 高校生 申請不要 (駒らんパス不要)	㊦満65歳以上の人 電子申請 または 窓口申請 してください ※ただし、次の㊧㊨の いずれかに該当する 人は、 申請不要 ㊧いきいき体操参加者 いきいき体操参加時に 希望を確認します。 ㊨これから運転免許証 を返納する人 十和田市高齢者運転 免許証自主返納支援 事業の申請時に希望を 確認します。	電子申請 または 窓口 に申し出 してください ※満65歳以上で該当する人は こちらで手続きを行ってください。		これから母子健康 手帳の交付を 受ける人 申請不要 母子健康手帳交付 時に希望を確認 します。 すでに母子健康 手帳の交付を 受けた人 電子申請 または 窓口 に申し出 してください
必要 書類	本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証など)		指定難病の人は 特定医療受給者証		なし
受付 期間	令和6年3月1日（金）～ （窓口の場合は、土・日曜日、休日を除く）				
有効 期限	18歳を迎えた年度 の3/31まで	なし	対象である期間		1歳6か月児 健診日まで
窓口	政策財政課 ☎51-6710 R6.4.1からは 都市整備建築課 ☎51-6735	㊦㊧高齢介護課 ☎51-6720 ㊨交通安全協会 ☎22-0213	生活福祉課 ● 障害者手帳・特定医療受給者証をお持ちの人 ☎51-6718 ● 生活保護受給者 ☎51-6715、51-6739		子育て世代親子 支援センター (R6.4.1からは 子ども家庭センター) ☎51-6797
交付	【方 法】 電子申請 ：申請から1週間程度で郵送します。 窓口申請及び申し出 ：窓口で即時交付します。 【手数料】 なし				